

福祉・人権概念の転回と歴史認識の転換

Conversion in the Concept of Welfare and Human Rights, and Transformation in Recognition of History

主任研究員名: 斉藤日出治

分担研究員名: 窪 誠、水嶋一憲、木村 敦、新矢麻紀子

国家主権と密接に結びつくかたちでとらえられてきた福祉と人権の概念を、国家を超えた次元でどう構想するか、という問題視角から、国際人権論、社会思想史、外国人への日本語教育、社会福祉、市民社会と歴史認識といった専門領域を異にする研究メンバーが、それぞれの専門分野からこの共通の問題視角にアプローチする研究を進めた。

斉藤日出治は、植民地と侵略戦争によってアジアを支配した戦前の日本が、戦後もアジアに対する加害責任にふたをしてきたことに着目し、国内およびアジア各地におけるアジア民衆に対する強制労働や性暴力や民間人の無差別殺戮の実態について調査する。具体的には、紀伊半島の紀州鉾山における朝鮮人の強制労働の実態調査、海南島における日本軍の村民虐殺と強制労働について調査する。この作業を本年度もひきつづき推進し、新しい証言内容や資料を収集した。同時に、この歴史的記憶を封じ込めて、戦争や植民地支配をもっぱら自国民の被害の体験として記憶する戦後の歴史認識の問題性を抉り出す。戦後、在日朝鮮人が本名を名乗ることに対する日本社会の差別感情が今日もなお存在していることについて、裁判で告訴した在日会社員を招いて話を聴いた。

窪誠は、外国人の本名を名乗る権利をはじめとしてマイノリティの民族的アイデンティティを保証する人権意識が日本社会において希薄であることを浮き彫りにした。典型的なマイノリティ集団のひとつである外国人について、国際人権法の観点から研究し、2010年5月16日、法政大学(市ヶ谷 キャンパス)外濠校舎において開催された移民政策学会において、「外国人の権利と個人通報制度」の題名のもとに、報告を行った。さらに、その後の研究の成果をふまえ、「国際人権法における外国人の権利」と題する論文を、『移民政策研究』第3号、pp.2-11.において発表した。

水嶋一憲は、新たな植民地主義と金融コミュニケーション資本主義との連関を分析しつつ、グローバル・コモンズの創出の可能性を探った。とりわけ1980年代を境にして出現するポスト・フォード主義が非物質的生産を組織しつつ、ひとつひとつの生活過程を全面的に資本の価値増殖過程へと動員していく動向のうちに生活過程の植民地化の進展を読み取る。この植民地化の進展を通して、福祉や人権の概念を市場経済化に向けて誘導し、多文化主義の装いで資本の蓄積過程へと組み込む過程が進行する事態を究明した。

木村敦は、社会福祉政策、とくに「精神障害(者)」をめぐる社会福祉の概念の転回に関わっ

て研究を進めた。社会政策と社会福祉との関係整理を基礎としたうえで、1970年代から今日にかけての精神障害者の退院支援・地域移行支援について検討した。そのさい、精神障害当事者の声を直接聴く場を設けた。

新矢麻紀子は、ニューカマーに対する日本語教育のあり方を中心として、日本におけるマイノリティへの言語教育支援のあり方について人権的視点から研究を続けているが、2010年度においては、最近、顕在化してきたニューカマーの識字教育問題とその公的教育保障に着目して大阪府、島根県、愛媛県でデータ収集をおこない、研究を進めた。

2010年度開催のプロジェクト共同研究会

7月28日(水) 研究報告 齊藤日出治

「海南島の軍事占領に見られる日本のアジア侵略の構図」本学

8月22日(日) シンポジウム「朝鮮報国隊」の真相究明」大阪人権博物館

報告者 ハン・グァンス(太平洋戦争被害者補償推進協議会)

「アボジは海南島から戻らなかった」

イ・ヒジャ(太平洋戦争被害者補償推進協議会)

「アボジの魂を自由にする闘い」

11月19日(金) 「民族名を名乗る在日朝鮮人の権利を考える」

報告者 ソ・ムンピョン(積水ハウス株式会社社員)「在日社員本名裁判を闘って」

藤井幸之助(神戸女学院大学非常勤講師)「在日朝鮮人の歴史と現在」

2月13日(日) 「海南島とパレスチナ」梅田サテライト教室

報告者 足立正生(映画監督)「パレスチナでの参戦経験」

オマイヤ・アブード(パレスチナ解放活動家)

「今も続くイスラエルの攻撃と占領について」

1月17日(月) 「精神障害者」が「働くこと」の意義

報告者 井上和哉(地域活動支援センターぴあぼ〜と)

豊田志保(種智院大学、専任講師)

2月17日(木) 「在日韓国・朝鮮人差別に対する闘いの今日」本学

報告者 李嘉永(部落解放・人権研究所)

「民族的アイデンティティの保護と国際人権法」

金稔万(映画監督・中崎町ドキュメンタリースペース)

「在日の記憶を継承する」

3月23日(水) 「医療現場における外国人とことば」 梅田サテライト教室

報告者 御子神慶子(海外技術者研修協会日本語講師)

「EPA 看護し候補者受け入れ」

埋橋淑子(みのお外国人医療サポートネット前代表)

「地域における外国人への医療保険・医療サポート」

アジアの侵略戦争責任と歴史認識

齊藤 日出治(経済学部)

2010 年度も、アジアの民衆に対する日本の国家犯罪の調査として、紀州鉾山の朝鮮人労働者の調査、および海南島における住民虐殺の調査をおこなった。なお、2010 年度から齊藤が申請した文部科学省の科学研究費補助金基盤研究(C)「アジアの植民地支配と戦後日本の歴史認識」が採択されたために、本プロジェクト共同研究の活動は文部科学省の基盤研究と重なるかたちで進められた。

1 紀州鉾山の朝鮮人の強制連行について

判明した朝鮮人の死者 35 名の氏名や出身地を明らかにして、2010 年 3 月 28 日に死者を追悼する碑の建立をおこない、追悼除幕式の報告集を作成した。韓国の出身地の遺族からもメッセージと証言を受け取ることができた。

2 海南島における聞き取り調査

2011 年 2 月 25 日—3 月 4 日に海南島各地で聞き取り調査を行い、当時の戦争被害者あるいは抗日闘争の経験者から話を聴いた。万寧県月塘村の 1945 年 5 月の村民虐殺については、日本軍が共産党の拠点として以前からこの村に眼をつけ、はじめから村民の無差別殺戮を狙ってくりかえしも村を襲撃していたことが分かった。

新龍鎮新村では、日本軍が抗日軍を追って、隠れ家の地下室に逃げた抗日軍が爆死した経緯について、犠牲者の家族および村民から証言を聞くと同時に、この件について日本軍の「戦闘詳報」の記録と照合することができた。

さらに東方市板橋鎮と で抗日闘争を戦った元女性兵士から日本軍の残酷な虐待の事実、および戦闘の実態について、聞くことができた。

3 戦後日本の歴史認識について

このような海南島における日本軍の侵略行為に対して日本社会の無知と無関心がなぜ戦後長期にわたって持続してきたのかについて、日本人の特殊な集団的記憶のありかたを検討し、加害行為を被害意識に転じて記憶する日本社会の歴史認識が戦前から戦後に継承されていることを指摘し、このような集団的記憶が植民地主義を戦後においても再生産していることを検討した。

《調査研究》

4 月 23 日—26 日 韓国にて紀州鉾山の強制連行と海南島に関する聞き取り調査

10 月 2 日—6 日 同上

2011 年 2 月 25 日—3 月 4 日 海南島(東山鎮、万寧県月塘村、南丁「朝鮮村」、黄流、新龍鎮新村、沙土)

《研究成果》

「海南島における住民虐殺と統治政策―「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図」『大阪産業大学経済論集』第 12 卷 1 号、2010 年 9 月

「制度経済学の言説と市民社会の統治テクノロジー」『千葉大学 経済研究』第 25 卷第 3 号、2011 年 1 月

「歴史記憶の組織化をめぐるヘゲモニー闘争と植民地主義」『季報 唯物論研究』第 115 号、2011 年 3 月

「『台湾日日新報』における海南島記事」『海南島近現代史研究』会誌 2・3 号、2011 年 2 月

マイノリティの権利と国際法

窪 誠 (経済学部)

窪誠は、国際法における外国人の権利について研究し、2010年5月16日、法政大学(市ヶ谷 キャンパス)外濠校舎において開催された移民政策学会において、「外国人の権利と個人通報制度」の題名のもとで、報告を行った。さらに、その後の研究の成果をふまえ、「国際人権法における外国人の権利」と題する論文を、『移民政策研究』第3号、pp.2-11.において発表した。その概要は、以下のとおりである。

従来、外国人は、alien と呼ばれ、宇宙人と同じく非人間的な扱いを受けてきた。1948年、世界人権宣言は、国籍にかかわらず個人の普遍的な人権を理想として提示した。ところが、他方において、宣言は、国家が個人の国籍によって国民と異なる取り扱いをすることを認めざるをえなかった。よって、国際人権が、国家が制約する国家人権から個人を尊重する普遍的人権へ進展するにともない、外国人の「人間化」が進展することになる。その進展を、「形式的人間化」および「実質的人間化」の観点から概観する。「形式的人間化」は、退去強制の実体的制約と手続的制約をいう。前者は、外国人が追放後に蒙る拷問などの危険性の考慮、外国人の権利の考慮、外国人が子どもや女性といった弱者であることの考慮によって、退去強制を実体的に制約することである。後者は、退去強制に適正手続を要求することをいう。また、「実質的人間化」とは、住宅、教育、労働、医療、社会保障などの面で、外国人が生活を確保できるようにするということである。

グローバル・コモンの共創のための探究

水嶋 一憲(経済学部)

本研究はこれまで、西川長夫『<新>植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う』(二〇〇六年)において呈示された<新>植民地主義の概念を、ネグリ&ハート『<帝国>』(二〇〇〇年)の植民地主義分析に寄せられた批判との関連で吟味しつつ、グローバルな現在における植民地主義のポストモダンの再編の解明に取り組んできた。

ネグリ&ハートは『<帝国>』で、現在形成されつつあるグローバル秩序を諸種の領域を横断しつづきと浮かび上がらせ、そのネットワーク状の権力構造を<帝国>と名づけた。また、そこでは、植民地主義の<帝国>的再編が問題になっていた、と指摘することができる。ネグリ&ハートが明示した<帝国>への移行は、新植民地主義(その管理運営の論理は、フォーディズム——工業製品等の物質的な財の生産に主軸を置く調整様式——にもとづく)から<新>植民地主義(その管理運営の論理は、ポストフォーディズム——知識・情報・サービス・コミュニケーション等の非物質的な財の生産に主軸を置く調整様式——にもとづく)への移行と重なり合うものであり、ゆえに<新>植民地主義は、かつての新植民地主義のポストフォーディズム的再編としても捉えうるのである。同じく、<新>植民地主義においては——グローバルな南の「伝統的知識」や「遺伝資源」等をめぐる「種子戦争」において顕著のように——、ポスト領土的植民地(「植民地なき植民地主義」)の開発・搾取、いいかえれば、ポスト領土的共有地のインテンシヴな囲い込みが押し進められることになる。

そのような新たなエンクロージャーは、その深度と強度を増しつつ、私たちの<生>の全体にまで及んでいる。わけても、21世紀最初のディケイドを締めくくるかのように発生したグローバルな金融危機が示すように、<金融>と金融化のメカニズムは、世界の住民全体の「剥き出しの生」に容赦なく襲いかかり、人びとの生の隅々にまで浸透している、と言えるだろう。金融化とは、新たな価値生産過程に釣り合った資本の蓄積形態にほかならない。別の言い方をすれば、<金融>は、コミュニケーションや社会的相互作用をその本質的要素とする生政治的経済のなかで資本主義的なコントロールを効かせるためのオプションとしては、<戦争>よりも高い実効性を有するものとして——とくにグローバルな貴族層にとって——機能しているのである。よって、資本主義の新たな蓄積形態のなかで<金融>と<生>のつながりを分析することは急務である、と指摘しておかねばならない。

このような視点から、「金融コミュニケーション資本主義からコモンのエコロジーへ」(現代思想、39 巻 3号、青土社、2011年、86-101頁)を発表した。これは、グローバル金融資本主義とコミュニケーション資本主義の連関を解析し、それらが現代社会に及ぼす影響を多面的に検討することを通じ、現在の資本主義の核心部に据えられている、コモンの生産とその収奪に抗するために、環境・社会・人間的主体性に同時に関わる<コモンのエコロジー>の構想を展望したものである。

今後も本研究は、グローバル資本主義の諸相をさらに多角的な視点から解析することを通じて、グローバル・コモンの共創のための探究を押し進めてゆく予定である。

社会福祉・精神障害者福祉と人権概念の転回

木村 敦(経済学部)

2010年度においても、前年度に引き続き、社会福祉、とりわけ精神障害者福祉政策の概念の転回に関する研究を継続した。

当該研究の基礎研究と位置づけたのは、社会政策と社会福祉との関係整理に関わる研究である。社会政策は労働力保全策として登場するが、労働力を保全し、もって資本制的生産関係を維持しようとする社会政策の意図は、当初の労働力政策(とくに「工場法」)だけでは達成され得なくなる。労働条件、とくに劣悪なそれが、労働問題を引き起こすのみならず、生活条件にも影響を与え、生活問題を引き起こすこととなったからである。そこで社会政策は、社会保険という生活問題対策をもその範疇に取り込むこととなった。

しかし、社会保険もその財政的制約から、大不況期には経済的限界を露呈させることとなる。そこで、その社会保険を重要な要素として含む社会政策を補充することとなったのが社会福祉である。したがって、社会福祉は社会政策の補充策以上の役割を期待されてもそれを果たすことをできない。つまり、時代状況に応じて変化はあるが社会政策と社会福祉には「境界線」が存在するのである。

現在の社会福祉に期待されているひとつの重要な役割は「就労支援」である。しかし、上記の文脈から判断するならば、労働問題対策は社会政策の役割であり、社会福祉は十分に担いきることができない。社会福祉の中核に就労支援を据えることには、社会福祉利用者・対象者を不安定・低賃金労働者に転化させる重大な危険が存する。

以上は、学術論文「社会福祉はなぜ社会政策を「補充・代替」するのか—孝橋正一の所論を手がかりに—」ならびに「『現代の労働問題』としての生活問題と社会福祉—三塚武男の所論の検討を中心に—」として、それぞれ、『大阪産業大学経済論集』第11巻第3号、第12巻第1号に掲載された。

精神障害者福祉政策に関しては、「社会復帰」という概念と「地域移行・退院促進」という具体的施策とに着目した。退院を促進し地域・社会へ復帰させようという施策が現在推進されているが、これは近年にはじまったのではなく、1960年代にその萌芽をもち、1970年代に本格化した。そこで、1970年代の社会復帰をめぐる議論が現在の政策動向に反映されているかを確認するという作業を進めた。1970年代においては、社会復帰は精神障害者の不安定労働者化を進めるものであるとする慎重論も有力であった。しかし、今日においてはそのような主張はほとんどみられず、議論をつくさぬ早急な社会復帰推進には問題が多いことを確認した。

「働いて、『地域』で『自立』すること」を、当の精神障害者はどう考えているのか。この点を探るために、精神障害当事者を招いて、シンポジウム「『精神障害者』が『働くこと』の意義」を、2011年1月17日に開催した。このシンポジウムにおいては、精神障害者の「働きたい」という「思いと力」と、現実の就労支援体制とが必ずしもベストマッチしていないことが浮き彫りとなった。

マイノリティ間のコンフリクトと新たな関係性構築の可能性

新矢 麻紀子(教養部)

報告者は、ニューカマーに対する日本語教育のあり方を中心として、日本におけるマイノリティへの言語教育支援のあり方について人権的視点から研究を続けているが、2010年度においては、ニューカマーの識字問題とその教育支援に着目して研究を進めた。

日本での識字問題と言えば、被差別部落出身者やオールドカマーと呼ばれる在日コリアンに高い割合で非識字者が存在してきたことが想起されるが、それと同様の現象がニューカマー外国人にとっても生じていることが、最近の研究からわかってきた。報告者らの調査からも、結婚や労働を目的として来日したいいわゆる「生活者としての外国人」は、日常生活を営むなかで会話レベルの口頭言語は自然習得で身につけており、数年以上の滞日経験があればかなり流暢に話せ、日常生活言語については問題がない場合が多いことがわかった。しかしその一方、文字言語およびバーンステインが言うところの精密コード(論理的・抽象的・客観的に事象を説明する言語コード)を習得できている者は稀であった。さらに、「生活者としての外国人」は、仕事や家族の世話などで日本語教室に通う時間を捻出することが難しい、日本語教室に通うことが生活の中で後回しになってしまう、日本語教室に通いたい近くに教室がない、などの理由でフォーマルな日本語学習の機会から疎外されている実態が浮かび上がった。これらの調査結果を分析すると、文字の読み書きや精密コードの習得は自然習得が可能な口頭言語とは異なり、意図的・計画的な学習が必要であることが示された。しかしながら、現在の日本においては、「生活者としての外国人」に対し、これらの学習を公的に保障する制度や施策が整っていないため、貧困や疎外状況にある外国人ほど日本語学習の機会から排除され、その結果、読み書き能力の不足等によって職業選択の自由が奪われ、貧困のサイクルが繰り返されていることがわかった。これは、被差別部落出身者や在日コリアンというマイノリティに生じた識字問題と全く同様の課題である。

これらニューカマーの識字という課題に関する研究成果は、「日本語教育学会 2010年度秋季大会パネルディスカッション」、「東海日本語ネットワーク日本語ボランティアシンポジウム 2010」、文化庁委託による日本語教育学会での調査報告書『生活日本語の指導力の評価に関する調査研究』等で報告した。また、2011年10月には、「日本語教育学会 2011年度秋季大会パネルディスカッション」において、これらの研究をさらに進めた報告が予定されている。